

国及び地方公共団体の義務に関する規定の歴史

1 / 2

法律名	成立年月日	規定内容	備考
精神衛生法	1950. 5. 1 (法律 123 号)	第 2 条 (国及び地方公共団体の義務) 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設 その他福祉施設を充実することによって精 神障害者が社会生活に適應することができ るように努力するとともに、 精神衛生に関する知識の普及を図る等精神 障害者の発生を予防する施策を講じなけれ ばならない。	
同改正法	1954. 6. 14 (法律 179 号)	第 2 条中 「精神障害者が」→「精神障害者等が」 「精神障害者の発生」→「その発生」	51 条(覚せい剤等の慢性 中毒者に対する措置)の 新設に伴う改正
同改正法	1965. 6. 30 (法律 139 号)	第 2 条 変更なし	51 条 変更なし
精神保健法	1987. 9. 26 (法律 98 号)	第 2 条 国及び地方公共団体は、医療施設・ <u>社会復帰 施設</u> その他の福祉施設及び教育施設を充実 することによって精神障害者等が社会生活 に適應することが出来るように努力すると ともに、 精神保健に関する <u>調査研究の推進及び知識 の普及を図る等精神障害者等の発生の予防 その他国民の精神保健の向上のための施策</u> を講じなければならない。	51 条 変更なし 2 条の 2 (国民の義務) の 追加
同改正法	1993. 6. 18 (法律 74 号)	第 2 条 国及び地方公共団体は、医療施設・社会復帰 施設その他の福祉施設及び教育施設並びに <u>地域生活援助事業</u> を充実することによって 精神障害者等が社会生活に適應することが できるように努力するとともに、 精神保健に関する調査研究の推進及び知識 の普及を図る等精神障害者等の発生の予防 その他国民の精神保健の向上のための施策 講じなければならない。」	51 条 変更なし

法律名	成立年月日	規定内容	備考
精神保健及び 精神障害者福祉 に関する法律 (略称 精神保健 福祉法)	1995. 5. 19 (法律 94 号)	第 2 条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他福祉施設及び教育施設並びに地域生活援助事業を充実する等 <u>精神障害者等の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者等が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、</u> 精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者等の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。	旧 51 条は新 44 条へ移行 旧 2 条の 2 は新 3 条へ移行
同改正法	1999. 6. 4 (法律 65 号)	第 2 条中 「精神障害者等」 → 「精神障害者」	5 条(精神障害者の定義規定)の改正に伴う措置。 なお、第 44 条は削除。
同改正法	2005. 11. 7 (法律 123 号)	第 2 条 国及び地方公共団体は、 <u>障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まって…</u> (以下変更なし)	